

特別免許状授与の指針

特別免許状の授与に係る教育職員検定の基準は、都道府県教育委員会ごとに定められていますが、全国的に制度の活用が進んでいるとはいえない状況を踏まえ、文部科学省において「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を示しました。(平成26年)

主な基準

『教員としての資質の確認』

- ① 教科に関する専門的な知識経験または技能
→学校又は在外教育施設において教科に関する授業に携わった経験(概ね600時間以上)または、教科に関する専門分野に関する職務経験(概ね3年以上)のいずれかを有していることを確認します。
- ② 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見
→推薦状や志願理由書により確認します。

『学校教育の効果的実施の確認』

→任命者または雇用者による推薦状により、授与候補者を学校現場へ配置することにより、学校教育が効果的に実施されることを確認します。

『第三者の評価を通じた資質の確認』

→学識経験者や学校管理職との面接により、授与候補者の教員としての資質を確認します。

その他

特別免許状授与の仕組みづくりとして、域内の市区町村教育委員会や学校との連携、特別免許状申請に係る手続きの整備及び周知を行うことや、特別免許状所有者が学校現場にて円滑に勤務ができるよう、特別免許状所有者向けの研修の実施や、日本語が不十分な特別免許状所有者への支援体制の充実について示しています。

「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の全文は、文部科学省ホームページに掲載しています。(PDF形式)

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/23/1348574_3.pdf)



平成26年に指針を定めた結果、平成27年度は特別免許状の授与件数が増加しました。
(平成26年度の授与件数92件、平成27年度の授与件数215件)